

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	20式小銃用薬きょう受け -----	補本LPS-W109006-1	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 9月 27日
		改正	令和 6年 10月 28日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において使用する20式小銃用薬きょう受け（以下、“薬きょう受け”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### a) 仕様書

DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
CPS-W109002	20式5.56mm小銃
C&LPS-Y00007	調達品等一般共通仕様書

## 2 製品に関する要求

### 2.1 設計条件

設計条件は、次による。

- a) 薬きょう受けは、CPS-W109002に規定する20式5.56mm小銃（以下、“小銃”という。）の銃身尾筒部に容易に着脱でき、射撃訓練においては、CPS-W109002の表4番号4に規定する使用弾薬（以下、“使用弾薬”という。）を確実に発射したことを証明でき、戦闘訓練においては、使用弾薬を射撃したことを証明するため、確実に打殻薬きょうを回収できなければならない。
- b) 薬きょう受けの着脱に関係なく、CPS-W109002の表3本体a)に規定する装備の着脱を阻害してはならない。

### 2.2 材料・部品

材料及び部品は、C&LPS-Y00007の2.2による。

なお、細部は、承認図面による。

品 名	20式小銃用薬きょう受け
-----	--------------

### 2.3 製造方法・加工方法

製造方法及び加工方法は、試験を行い信頼性が実証された方法又は既に確立された方法によって行わなければならない。

なお、新たな製造方法及び加工方法を採用する場合は、契約担当官等の承認を得る。

### 2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、**図1**及び**図2**を標準とするほか、次による。

なお、細部は、承認図面による。

- a) 小銃に工具なしで着脱でき、装着後は容易に脱落してはならない。
- b) 容易に開閉でき、小銃右側切換え金の操作を阻害してはならない。
- c) 打殻薬きょうの回収時に、薬きょう受けを小銃に装着したまま円滑に打殻薬きょうを取り出せなければならない。

### 2.5 表面処理・染色

表面処理及び染色は、次による。

なお、細部は、承認図面による。

- a) 表面処理は、金属部分に施す。
- b) 染色は、布部分に施し、色はOD色とする。

### 2.6 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、その他使用上有害な欠陥などがなく、表面処理は、むらなく仕上げられていなければならない。

### 2.7 機能・性能

機能及び性能は、小銃の使用弾薬を射撃する際、排出される打殻薬きょうを自動的に収納できなければならない。この際、小銃の射撃機能を阻害してはならない。

### 2.8 製品の表示

製品の表示は、**C&LPS-Y00007**の2.4によるほか、**図2**による。

なお、細部は、承認図面による。

### 2.9 品質管理

品質管理は、**DSP Z 9008**によるほか、要求事項は、**DSP Z 9008**の表1のcによる。

## 3 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書で指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書で指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書で指定する場合を除き、**表4**による。

品名	20式小銃用薬きょう受け
----	--------------

表4-提出書類

番号	名称	部数 <sup>b)</sup>	提出時期	提出先
1	類別原資料	C&LPS-Y00007の4.1.1による。		
2	取扱説明書	C&LPS-Y00007の4.1.2による。 (会社刊行技術資料又はカタログとする。)		
3	品質保証書 <sup>a)</sup>	1部	納入時	納入先部隊
注 <sup>a)</sup> 製造者の様式による。				
注 <sup>b)</sup> 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。				

## 5.2 契約不適合の修補等請求期限の表示

契約不適合の修補等請求期限の表示は、C&LPS-Y00007の2.4.3による。

## 5.3 承認用図面

契約の相手方は、2.2, 2.4, 2.5及び2.8について、C&LPS-Y00007の4.3により、承認用図面を提出し、承認を受ける。

## 5.4 技術変更提案 (ECP)

技術変更提案 (ECP) は、C&LPS-Y00007の4.7による。

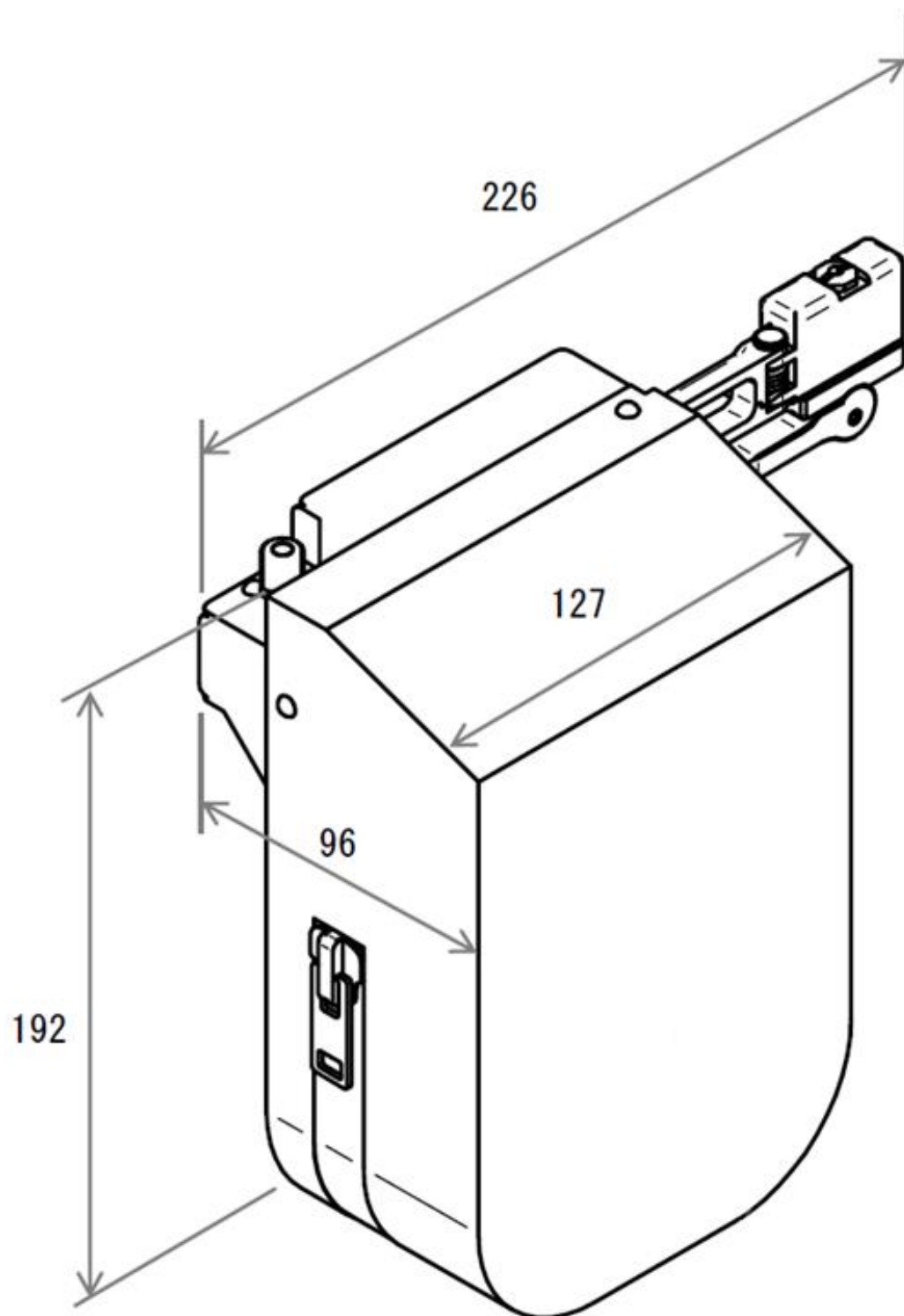
## 5.5 その他

### 5.5.1 官側資料の使用に関する注意

仕様書及び図面の官側資料は、契約担当官等の許可なく防衛省以外で使用してはならない。

### 5.5.2 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。



注記 1 布部分はOD色の染色

注記 2 質量 500 g

図 1 - 薬きょう受け (表面)

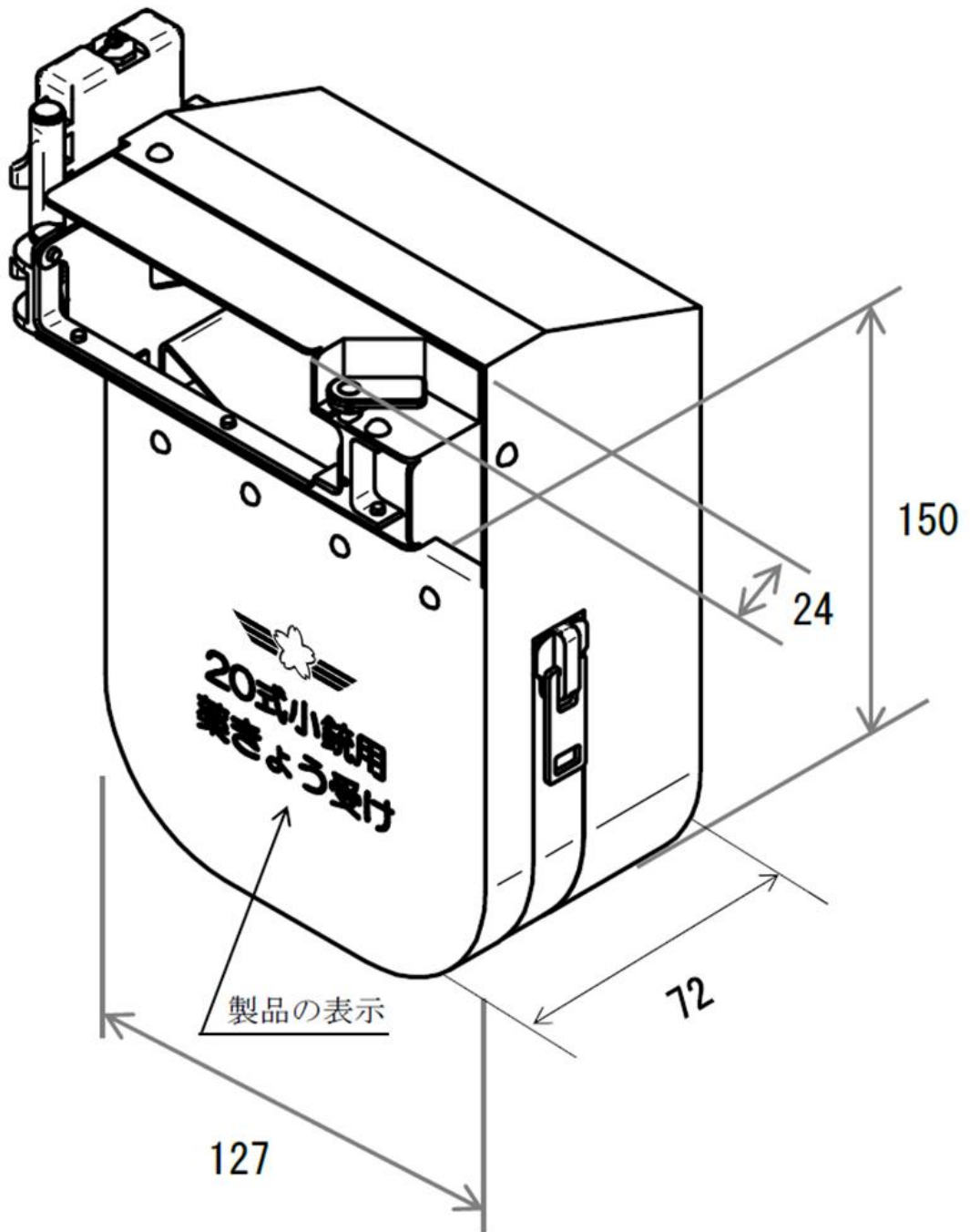


図2－薬きょう受け（裏面）